

# 平和町自治区規約

私たちは、市民としての自覚と責任及び相互の信頼と協力に基づき、安らぎと潤いに満ちたより良い地域共同社会を創造するため、平和町自治区を組織し、ここに平和町自治区規約を定める。

## 第 1 章 総 則

( 名称と構成 )

第 1 条 この自治区は、平和町自治区（以下「自治区」と言う）と称し、区域内の住民（以下「地域住民」と言う）をもって構成する。

( 目的 )

第 2 条 自治区は、地域住民に福祉の向上と住み良い街づくりを図ることを目的とする。

( 運営の基本理念 )

第 3 条 自治区の運営は、地域住民の個性と自主性を尊重し、地域住民の総意を前提として民主的に運営されなければならない。

( 区域 )

第 4 条 自治区の区域は、平和町及び秋葉町の一部とする。

( 事務所 )

第 5 条 自治区の事務所は、次のとおりとする。  
 ( 1 ) 平和町自治区、公民館とする。

( 事業 )

第 6 条 ( 1 ) 地域住民の親睦に関すること  
 ( 2 ) 地域住民の相互扶助に関すること  
 ( 3 ) 地域住民の生活環境整備に関すること  
 ( 4 ) 地域コミュニティ活動に関すること  
 ( 5 ) その他前各号に関する事業

## 第 2 章 隣 組

( 隣組 )

第 7 条 自治区に隣組を設ける。  
 2 隣組の区域は、地理的及び社会的条件を考慮して定めるものとする。

( 組長 )

第 8 条 隣組に組長を置く。  
 2 組長の任期は、原則として1年とし、隣組の地域住民の持ち回りにより就任するものとする。  
 3 組長は、隣組の地域住民の協力を得て次の事項を処理する。  
 ( 1 ) 地域住民の意見の取りまとめ及び自治区運営への参加  
 ( 2 ) 隣組内における行事の企画及び実施  
 ( 3 ) 地域住民の移動状況の把握及び連絡調整  
 ( 4 ) 区費の徴収

## 第 3 章 役 員

( 役員 )

第 9 条 自治区に次の役員を置く。

職 名	定 数	選 任 方 法
区 長	1 人	総会の議決による
副 区 長	1 人	総会の議決による
会 計	1 人	総会の議決による
組 長	1 9 人	各組の選出による
会計 監査	2 人	直近の三役経験者

2 歴代三役経験者は相談役とする。

( 任期 )

第 10 条 3 役役員の任期は、3 年とする。会計、副区長、区長を各 1 年毎とする。

2. 役員が欠けた場合の、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 選出方法 )

第 11 条 3 役経験者、現 3 役等の勧誘により 1 0 月末までに承諾者が確保出来ない場合はグループ輪番制とし、翌年 1 月末までに選出する。

2. 対象年齢 6 5 歳から 7 2 歳までとするが、例外も認める。

自治区 1 8 組を 6 グループに分けて、輪番制とする。(14 組は除外)

Aグループ：1、7、13 組	Bグループ：2、4、8 組	Cグループ：3、9、16 組
Dグループ：10、15、17 組	Eグループ：5、12、18 組	Fグループ：6、11、19 組

( 部の設置等 )

第 12 条 区長は、第 6 条に定める事業を達成するため、次の部を置き、役員の中から部長を選出する。

- ( 1 ) 文化部 文化事業及び子ども会、平寿会等の連絡調整及びコミュニティ活動の円滑な推進に関すること
- ( 2 ) 体育部 体育事業の企画、推進に関すること
- ( 3 ) 福祉部 福祉の向上に関すること
- ( 4 ) 生活環境部 交通安全、清掃、ごみ分別等生活環境に関すること
- ( 5 ) 青少年部 青少年の育成に関すること
- ( 6 ) 安全部 交通安全、防犯に関すること

## 第 4 章 総 会

( 総会 )

第 13 条 自治区に各組の組長を以って組織する総会を置く。

2 総会は、次の事項を審議または議決する。

- ( 1 ) 事業報告及び決算
- ( 2 ) 事業計画及び予算
- ( 3 ) 役員を選出
- ( 4 ) その他自治区運営に基本方針に関する事項

3 総会に参加できない区民は、あらかじめ通知された審議事項について書面にて意見を表明することが出来る。

( 召集 )

第 14 条 総会は、定例総会と臨時総会とし、区長がこれを召集する。

- 2 定例総会は、3 月第 3 日曜日に開催するものとし、臨時総会は、必要の都度随時開催するものとする。
- 3 定例総会には、新組長が参加する。現組長は総会の事務、運営を担当する。

( 議長 )

第 15条 議長は、組長の中から区長が選出する。

( 議事、総会 )

第 16条 総会は、半数以上の組長の出席により成立する。但し、当該世帯に属する世帯員が出席した場合、または委任状の提出があった世帯主については、出席したものとみなすことができる。

2 議事は、組長の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第 5 章 財 務

( 区費 )

第 17条 自治区の経費は、区費、手数料、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 区費は、総会にて議決される規約確認事項により定める。但し、必要があると認めるときは総会の承認を得て臨時区費を徴収する事が出来る。

( 会計年度と予算 )

第 18条 自治区の会計年度は、毎年2月16日から翌年2月15日までとし、その予算及び決算について、会計年度ごとに総会の承認を得なければならない。

## 第 6 章 雑 則

( 規約の改廃 )

第 19条 この規約を改廃する場合は、総会において組長の3分の2以上の同意を必要とする。

### 内 規

1. 高齢者福祉に関する内規

- 1) 満75歳以上1人暮らしの方は、区費免除、環境美化作業免除、交通安全立哨免除、資源ごみの日の立哨指導免除とする。
- 2) 敬老会招待者は、満75歳以上とする。
- 3) 満70歳以上の方は、会費制各種行事は無料とする。
- 4) 夫婦75歳以上の高齢者世帯の方は、環境美化作業、交通安全立哨、資源ごみの日の立哨指導を免除とする。

### 付 則

この規約は、昭和55年12月1日から適用する。

改定 昭和 55年 5月 1日  
改定 昭和 59年 12月 16日  
改定 昭和 61年 3月 16日  
改定 平成 3年 3月 17日  
改定 平成 7年 3月 19日  
改定 平成 19年 3月 18日  
改定 令和 4年 4月 1日  
改定 令和 4年 11月 19日（臨時総会）

第5条 自治区の事務所は、次のとおりとする。

（1） 平和町自治区、公民館とする。

第9条：会計監査を組長全員から直近の三役経験者、2名に変更

第10条：3役の役員任期は3年とし、会計・副区長・区長を各1年毎とする。

2. 役員が欠けた場合の、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第11条：3役経験者・現3役等の勧誘により10月末までに承諾者が確保出来ない場合はグループ輪番制とし、翌年1月末までに選出する。

自治区18組を6グループに分けて、輪番制とする。（14組は除外）

Aグループ：1、7、13組	Bグループ：2、4、8組	Cグループ：3、9、16組
---------------	--------------	---------------

Dグループ：10、15、17組	Eグループ：5、12、18組	Fグループ：6、11、19組
-----------------	----------------	----------------

第12条：の歴代3役経験者と第15条に記載の歴代3役を抹消。

第17条：会計年度、2月16日から翌年2月15日までに変更。

第11条； 2. 対象年齢を65歳から72歳までとするが、例外も認める。